

許可番号第 6670114381 号

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都港区芝一丁目 7 番 17 号

氏 名 日本環境安全事業株式会社

代表取締役 矢尾板 康夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 平松 邦夫



許可の年月日 平成 23 年 10 月 26 日

許可の有効年月日 平成 28 年 8 月 30 日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：洗浄又は分離

特別管理産業廃棄物の種類：

1. ポリ塩化ビフェニル汚染物
2. ポリ塩化ビフェニル処理物

以上 2 種類

処分の方法：分解

特別管理産業廃棄物の種類：

1. 廃ポリ塩化ビフェニル等
2. ポリ塩化ビフェニル処理物

以上 2 種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：①洗浄施設 ②分離施設 ③分解施設

(2) 設置場所：①②大阪市此花区北港白津 2 丁目 4 番 13 号  
③大阪市此花区北港白津 2 丁目 3 番 35 号

(3) 設置年月日：①②平成 18 年 2 月 28 日 ③平成 18 年 3 月 10 日

(4) 処理能力：① 16 t/日 (解体前洗浄装置)、1.5 t/日 (洗浄装置)

② 5.6 t/日

③ 2.0 t/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)

(5) 設置年月日：①②③平成 16 年 12 月 20 日

(6) 許可番号：①②第 385 号 ③第 386 号

### 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 18 年 8 月 31 日 当初許可

平成 23 年 10 月 26 日 許可更新

### 5. 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

無